

主 文
原判決を破棄する。
本件を高知地方裁判所に差し戻す。
理 由

検察官（高知地方検察庁検事岡村三郎）の控訴趣意は別紙記載の通りである。
控訴趣意第一点について。

論旨は原判決が本件公訴は訴因が不特定であるとし公訴を棄却したの法で
あると主張する。仍て考察するに公訴事実を明し公訴を棄却したの法で
ならず、訴因を明示するに限り日時は場所及び方法を以て罪とたれば事
実を特定してこれをしなればならないこととは勿論「できぬ限り」とい
あつて場合によつては全然特定しなくともよいとい趣旨でないことには
い。しかし右規定の文言より観ても訴因の特定は裁判所が判決において事
すと同程度の厳格さを要求しているものとは解せられず、そこに或程度
が存するものと謂わなければならない。蓋し検察官に限られた捜査期間
且つ被疑者の供述に依存しない証拠を蒐集しなければならない新刑事訴
においてすべての案件につき公訴提起の際訴因を完全に特定しなければ
することは検察官に対し些か酷に失することとなるであらう。従て訴
定することは望ましいことではあるけれども、事案によつては訴因の或
確であつても訴因全体として一応他の訴因と區別でき且つ被告人が防
得る程度に具体的事実が示されていれば訴因が明示されたものと見
ものとして解する。然らば次に訴因が不明確な場合にその補正追完は絶
ものであろうか。原判決は「訴因を特定せずにした起訴は刑事訴訟法
条に違反し無効で〈要旨第一〉あり後日之を補正追完することにより有
筋合のものではない」と説示している。しかし訴因が全〈要旨第一〉然不
てその補正追完の余地が全くないものは論外としても訴因として一
構成要件事実が示されている以上は検察官自らまたは裁判所の釈明
その不明確な点を補正追完することは許されるものと解する（これは
はない）。このことは併合罪の關係に立つ数個の同種行為が全体とし
せられているが各行為の一行につき特定を欠くような場合においても
わなければならない（尤も検察官はできる限り各訴因を特定して起訴
ことは多言を要しない）。当裁判所は以上の如き見解の下に本件の場
するに、本件公訴事實は「被告人は昭和二十三年五月下旬高知市a町b番地A工業
株式会社Bから同会社に必要な製紙原料楮、三極の購入方を依頼を受け
金としては依頼者Bが手形を振出し被告人において適宜これを割引の
した上右購入現金に充当することとなしその頃右Bから振出人は何れもA工業株式
会社社長B、支払場所は各C銀行D支店その一通の額面十萬圓支払期日同年七月
十五日他の一通の額面二十萬圓支払期日同年七月三十日の約束手形合計二通を渡
れたのでこれを周旋人を介して同市c町d番地Eから金二十萬九千圓で割引を受
との割引金を以てA工業のため製紙原料を購入しようとしたところ右原料が漸次高
騰したためこれが入手困難となり僅かに金五萬圓に相当する製紙原料を購
工業に納め残金は尚前記A工業の製紙原料購入のため預り保管中その頃
その他において自己のため「松やに」「菜種の実」「密柑」等を購
を費消横領したものである」と謂うのであり、罪名として横領、罰条として刑法第
二百五十二条第一項を掲げている。これに対し原判決は「右公訴事實状保管中の
員費消の都度横領罪が成立しているということに帰し数個の犯罪の成立を前提と
るものであるのに拘らずその個々につきこれが訴因を特定せしめず漫然と起訴せ
れたものである」として訴因が特定せられていないと説示している。しかし右公
事實は被告人が保管中の金員を「松やに」その他を購入のため数回に亘つて費消
た趣旨であることは窺えるけれども、原判決の如くこれが直ちに数個の横領行為の
趣旨であるとは即断できない。何となれば甲よ〈要旨第二〉り預つた金員を保管中自
己のため数回に亘つてこれを費消した如き場合において被害法益が単一で継続した
意〈要旨第二〉思の発動に基き比較的日時が近接して同種行為がくり返されているよ
うなときはたとえ費消行為が数個であつてもこれを包括して観察し一側の費消横領
罪と見るのが相当である場合もしばしば存するからである（連続犯の規定が削除さ
れた今日一罪か併合罪かにつき連続犯が認められていた当時と同様の罪数觀念に従
うことは妥当でない）。従て本件公訴事實を原判決の如く数個の費消横領行為と見
るときは勿論訴因が特定されていないと謂わなければならないけれども、若し一

の費消横領行為と見るときは犯罪の日時場所費消金額その他横領罪の構成要件事実
が一応明示されているかから訴因が特定され公判審通のなればなく早い段階において一個
の場合においては第一審裁判所は須らく公判審通のなればなくつき檢察官に対し釈明を求
め、若し後者の趣旨であるならば各費消横領行為毎に費消の日時場所金額用途等に
つき起訴状の補正追完を許すのが妥当な措置と思量される（尚本件においては原審
は第十二回公判に至つて檢察官に対し費消の内容を個別的に明かにされたい旨釈明
を求め、第十四回公判において檢察官は昭和二十五年六月三日附訴因変更請求書に
基き金員費消の内訳を明かにしている）。而して後者の場合裁判所の釈明に対し検
察官が補正追完をしないときにおいて始めて公訴を不適法として棄却すべきか否か
を決すべきであろう。

次に本件においては予備的訴因として背任罪の訴因（その要旨は被告人は昭和二
十三年五月下旬前記A工業株式会社社長Bから同会社に必要な製紙原料購入事務の
委任を受けその事務処通のため右Bから右購入資金として借受けた前記約束手形二
通を二十万九千円で割引して現金化したのが被告人は右資金を使用して誠実に右受任
事務を処理すべき任務を有するに拘らずその頃金五万円に相当する製紙原料を購入
してこれを同会社に納入しただけで残額の金員は自己の利益を図るため「松やに」
等を購入し以て前記任務に背いた行為をなし右残額の資金による製紙原料の取得を
不能ならしめこれが為同会社に対し金十五万九千円に相当する財産上の損害を蒙ら
しめたものであると謂うのである）が追加されているところ、原判決は右訴因につ
いても数個の背任罪の成立があるものとして訴因が特定されていないと判断してい
る。しかし原審の見解並に措置に賛し難いことは前記横領の訴因について述べた
ところと同様であるからことに再論することを省略する。

これを要するに原審は本件公訴事実につき一個の費消横領（又は背任）であるか
数個の費消横領であるかについて檢察官に対し釈明を求めることなく、数回に亘る
費消行為（又は任務に背いた行為）を直ちに併合罪の関係にあるものとし且つ特定
せられていない訴因については後日補正追完は許されないものとの見解の下に本件
公訴の提起は刑事訴訟法第二百五十六条の規定に違反した無効のものであるとして
本件公訴を棄却したのは叙上説示の理由により失当であつて、論旨は理由がある
ものと謂わなければならない。

仍て爾余の論旨に対する判断を省略して刑事訴訟法第三百七十八条第二号（不法
に公訴を棄却したこと）第三百九十七条により原判決はこれを破棄し、同法第三百
九十八条により本件を原裁判所たる高知地方裁判所に差し戻すこととする。

仍て主文の通り判決する。

（裁判長判事 坂本徹章 判事 塩町宇三郎 判事 浮田茂男）